昭和二十二年四月二十八日　第六千八十四号　月曜日

官報

法律

朕は、帝國議会の協賛を経た特別調達廳法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十二年四月二十六日

内閣総理大臣兼外務大臣　吉田　茂
厚生大臣　河合良成
内務大臣　植原悦二郎
大蔵大臣　石橋湛山
商工大臣　石井光次郎

法律第七十八号

特別調達廳法

第一章　総則

第一條　特別調達廳は、内閣総理大臣の監督の下に、経済安定本部総務長官の定める基本的方策に基き主務大臣の定める計画に從い、連合國又は政府の需要する建造物及び設備の営繕並びに物資及び役務の調達に関する業務であつて主務大臣の指定するものを行うことを目的とする。

特別調達廳は、法人とする。

第二條　特別調達廳は、主たる事務所を東京都に置く。

特別調達廳は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を設けることができる。

第三條　特別調達廳は、基本金又は運営資金を有しない。その一切の建造物、設備及び物資（以下物という。）又は役務に対する支拂は、その物若しくは役務を需要し、又はこれが支拂の責に任ずる各廳関係の議会の議決を経た予算のうちからこれをする。

特別調達廳が、調達を要求する極限のある各廳のために物又は役務の調達（営繕を含む。以下同じ。）を行うときは、工事又は物若しくは役務の数量及び價格並びに支拂を受けるべき供給者を示す証明書を同時に支拂の責に任ずる各廳に提出しなければならない。当該証明書中連合國の需要に應ずるものに係るものについては、連合國の調達要求と差異のないことを明かにし、及び調達要求書の番号を示すことを必要とする。

第四條　特別調達廳は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　役員に関する事項
五　業務及びその執行に関する事項
六　会計に関する事項
七　公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の承認を受けて、これを変更することができる。

第五條　特別調達廳は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條　特別調達廳には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、特別調達廳の事業に対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第七條　特別調達廳は、経済安定本部総務長官の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、特別調達廳の解散に関して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第八條　特別調達廳でない者は、特別調達廳又はこれに類似する名称を用いることはできない。

第九條　民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、特別調達廳にこれを準用する。

第二章　役員及び職員

第十條　特別調達廳に、役員として、総裁副総裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

総裁は、特別調達廳を代表し、第十五條の規定に基きその業務を総理する。

副総裁は、定款の定めるところにより、特別調達廳を代表し、総裁を補佐して、特別調達廳の業務を掌理し、総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、特別調達廳を代表し、総裁及び副総裁を補佐して特別調達廳の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、特別調達廳の業務を監査する。

第十一條　総裁、副総裁、理事及び監事は、内閣総理大臣がこれを任命する。

第十二條　総裁、副総裁及び理事は、定款の定めるところにより、特別調達廳の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に関して一切の裁判上及び裁判外の行為をする代理人を選任することができる。

第十三條　特別調達廳の役員及び職員は、特別調達廳と物又は役務の調達に関する契約をなし、又はその調達に係る工事又は物の生産、加工、保管、売買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害関係を有してはならない。

第十四條　特別調達廳の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、各省次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、内閣総理大臣がこれを定める。

特別調達廳の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章　業務

第十五條　特別調達廳は、経済安定本部総務長官の定める基本的方策に基き主務大臣の定める計画及び指示に從い、左の業務を行う。

一　主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する建造物又は設備の建設又は修理
二　主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する物資又は役務の調達
三　経済安定本部総務長官の指定する場合前二号に定めるものの外第一條第一項の目的を達するために必要な業務

特別調達廳は、経済安定本部総務長官の定める方策に從い、特定の調達命令を充足し、又は主務大臣の特に承認する物資の集積を行う場合の外、資材を購入することができない。

第十六條　特別調達廳は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◎号外　三月三十九日発行貴速三十六号二三頁
國定規格A4判
定價一ケ月七圓五十錢　一部三十錢
東京都新宿區市ケ谷本村町
印刷局
發行所

本文

官報 6084 号 本文

受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官が前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十七条　特別調達廳は、第十八條に規定する毎年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章　会計

第十八條　特別調達廳の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條　特別調達廳は、前條の各期ごとに財産目録、業務報告及び財産増減書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、同項に掲げる書面を受理してから十五日以内に、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。但し、この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財産増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、業務報告及び財産増減書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

特別調達廳は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、毎期末の現金を国庫に納付しなければならない。

特別調達廳は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

会計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五章　監督

第二十條　経済安定本部総務長官は、調達の基本的方策に関して、特別調達廳を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、主務大臣の指定に係る連合國又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に対して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、連合國又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に対して、経済安定本部総務長官の定める物又は役務の調達に関する基本的方策に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣及び経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときは、特別調達廳に対して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨檢し、業務の狀況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を檢査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨檢檢査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帶させなければならない。

第二十一條　特別調達廳は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定めて、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない、これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。

この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二條　主務大臣は、特別調達廳の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときは、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、特別調達廳の役員が特別調達廳の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

第二十三條　左の場合においては、その違反行爲をなした特別調達廳の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十五條に規定しない業務を行つた場合

二　第二十條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

三　第十三條の規定に違反した場合

第二十四條　この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十五條　特別調達廳以外の法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人若しくは人の業務に関して第二十三條又は前條の違反行爲をなしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の罰金刑を科する。

第二十六條　第八條の規定に違反して、特別調達廳又はこれに類似の名称を用いた者は、これを二万円以下の過料に処する。

附　則

第二十七條　この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二十八條　政府は、設立委員を命じて、特別調達廳の設立に関する事務を処理させる。

第二十九條　設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

第三十條　前條の認可があつたときは、設立委員は、遅滯なくその事務を特別調達廳の総裁に引き継がなければならない。

特別調達廳の総裁が前項の事務の引継ぎを受けたときは、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滯なく設立の登記をしなければならない。

特別調達廳は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十一條　登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「法令ニ依ル公團」の下に「特別調達廳」を、「公團ニ関スル法令」の下に「特別調達廳法」を加える。

第三十二條　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六の次に左の一号を加える。

六ノ六ノ二　特別調達廳ノ業務ニ關スル證書帳簿

勅　令

朕は、大蔵省官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十二年四月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　石橋　湛山

勅令第百五十五号

第一條　大蔵省官制の一部を次のように改正する。

第三條中「四局」を「五局」に、「主税局」を「主税局　國有財産局」に改める。

第八條を削り、第七條を第八條とし、第六條を第七條とする。

第六條　國有財産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　國有財産ノ總括及整理ニ關スル事項

二　雜種財産ノ管理處分及政府出資ニ關スル事項

第九條第一項中「國有財産部長」及び同條第二項を削る。

第二條　大蔵省特殊財務部臨時設置制の一部を次のように改正する。

「大蔵省特殊財務部臨時設置制」を「大蔵省管理局臨時設置制」に改める。

第三條を削る。

第一條中「特殊財務部」を「管理局」に、同條第二号を次のように改める。

二　閉鎖機關令及び閉鎖機關整理委員會令の施行に關する事項（内閣及び他省の所管に屬するものを除く。）

同條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え、第一條という條名を削る。

六　昭和二十一年法律第六十號の施行に關する事項

第三條　大蔵部内臨時職員設置制の一部を次のように改正する。

第一條中「專任九十九人」を「專任百五人」に、「專任三百七十二人」を「專任二百八十三人」に、「專任二十二人」を「專任三十五人」に、「專任三十人」を「專任六十七人」に改める。

第二條中「專任四百三十人」を「專任四百五十四人」に、「專任九百三十人」を「專任九百三十八人」に、「專任二百八十六人」を「專任二百八十六人」に改める。

第四條　造幣局官制の一部を次のように改正する。

第二條中「專任八人」を「專任十人」に、「專任四十七人」を「專任五十一人」に、「專任二十二人」を「專任二十人」に改める。

第五條　印刷局官制の一部を次のように改正する。

第二條中「專任九人」を「專任十三人」に、「專任百十五人」を「專任百二十六人」に、「專任百四十一人」を「專任百九十九人」に改める。

第六條　專賣局官制の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「三部」を「四部」に、「鹽腦部」を「鹽腦部　經理部」に改める。

第四條中「專任八人」を「專任九人」に、「專任百九人」を「專任百十九人」に、「專任二千四百七十八人」を「專任二千四百七十八人」に、「專任百四十四人」を「專任百六十八人」に、「專任百六十六人」を「專任千二十人」に改める。

附　則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

朕は、運信局官制の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十二年四月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂
運信大臣　一松　定吉

勅令第百五十六号

運信局官制の一部を次のように改正する。

第三條　削除

第四條第三項中「一級」の下に「又ハ二級」を加える。

別表東京運信局の項中「新潟縣」及び「長野縣」を削り、同項の次に次のように加える。

長野運信局	長野市	長野縣　新潟縣

同表名古屋運信局の項中「石川縣　富山縣」を削り、同項の次に次のように加える。

金澤運信局	金澤市	石川縣　富山縣　福井縣

同表大阪運信局の項中「福井縣」を削る。

附　則

この勅令は、昭和二十二年五月一日から、これを施行する。

告　示

◉内閣告示第二十号

昭和二十二年内閣告示第十三号別表中「戰災復興院宮崎建築出張所」の次に左の通り加える。

昭和二十二年四月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

戰災復興院北海道建築出張所	札幌市	北海道
戰災復興院栃木建築出張所	宇都宮市	栃木縣
戰災復興院岐阜建築出張所	大垣市	岐阜縣
戰災復興院岩手建築出張所	盛岡市	岩手縣
戰災復興院秋田建築出張所	秋田市	秋田縣
戰災復興院石川建築出張所	金沢市	石川縣

◉物價廳告示第二百一号

物價統制令第四條の規定によつて、ラジオ受信機部分品の統制額を次のように指定し、昭和二十二年四月二十八日から、これを廢止する。

昭和二十二年四月六日大蔵省告示第百六十四号ラジオ受信機部分品の統制額指定の件は、これを廢止する。

物價廳長官　高瀬荘太郎

品名	寸度規格	製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額（單位一圓）
一、電源變圧器	三球マグネチック用	五六・〇〇	五九・九〇	六六・〇〇
	四球マグネチック用	六五・〇〇	六九・〇〇	七六・〇〇
	四球ベントードマグネ用	八〇・〇〇	八四・〇〇	九〇・〇〇
	四球ダイナミック12F用	九・一〇	九・一〇	一〇・五〇
二、低周波變圧器	同30用	七六・〇〇	七六・〇〇	八七・〇〇
	中溝用マグネチック用	二二四・〇〇	二二四・〇〇	二五七・〇〇
	同二五H m五m用	二〇九・〇〇	二〇九・〇〇	二三〇・〇〇
三、低周波寒流變壓器	同二五H m一A用	八九・七〇	八九・七〇	二〇一・四〇
	同二五H m二A用	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二三・〇〇
	五六吋以上七吋以下	四一・〇〇	四一・〇〇	四七・〇〇
	八吋以上七吋以下	二六・〇〇	二六・〇〇	三〇・〇〇
四、ダイナミック高声器	自B至P用	五五・〇〇	五五・〇〇	六三・〇〇
	自P至B用	四五・〇〇	四五・〇〇	五八・〇〇
五、マグネチック高声器	自〇至〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二三・〇〇
	自〇至〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・六〇	一〇・六〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五〇	一二・〇〇
六、可變蓄氣蓄電器（同（統一号））		三六・九〇	三六・九〇	四三・〇〇
再生用（統一号）		二八・八〇	二八・八〇	三三・七〇
同（統一号）二連減速度式		二九・八〇	二九・八〇	三四・九〇
七、角型紙蓄電器（七五〇VDC）	一μF	一五・四〇	一五・四〇	一八・一〇
	二〃	二〇・七〇	二〇・七〇	二四・〇〇
	二〃（ブロック）	五七・七〇	五七・七〇	六八・八〇
	七〃	六九・五〇	六九・五〇	八二・〇〇
	八〃	七六・〇〇	七六・〇〇	九〇・〇〇
八、筒型紙蓄電器	自〇至〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一二・〇〇
	自〇至〇	一〇・五〇	一〇・五

品種	製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
九、固定雲母磁器電器 自〇・〇〇〇〇五μF至〇・〇〇〇〇六〃	二・五〇	二・七〇	三・〇〇
自〇・〇〇〇〇一〃至〇・〇〇〇〇三〃	三・一〇	三・三〇	三・七〇
自〇・〇〇〇〇五〃至〇・〇〇〇〇六〃	三・七〇	四・〇〇	四・四〇
一〇、半固定雲母磁器電器	四・四〇	四・七〇	五・三〇
二、電解蓄電器 四五〇VDC角型八μF	五・三〇	六・三〇	七・〇〇
同一五〇VDC角型一六〃	五・一〇	五・五〇	六・一〇
同一一五〃	三・四〇	三・七〇	四・六〇
同一一二〃	三・九〇	四・〇〇	四・一〇
同一五〇(六四)V五〃	三・六〇	三・七〇	四・〇〇
二五〇VDC筒型三〃	一・六〇	一・七〇	一・八〇
一五〇VDC角型一六〃	三・一〇	三・三〇	三・七〇
同筒型八〃	二・五〇	二・六〇	二・八〇
五〇VDC筒型一〇〃	一・一〇	一・二〇	一・四〇
三、可変抵抗器 直線型スキッチ付	一・八〇	一・九〇	二・〇〇
同スキッチ無	一・三〇	一・五〇	一・七〇
三、固定抵抗器 自四分ノ一W型至一W型	一・八〇	二・〇〇	二・二〇
三WW型	二・三〇	二・五〇	二・七〇
四、高周波同調線輪 局型一一号用同並曲型用一二号用	九・八〇	一・〇〇	一・二〇
高周波一二号用(一組)	九・八〇	一・〇〇	一・二〇
高周波一段増幅用(一組)	一・〇〇	一・二〇	一・四〇
五、高周波寒流線輪 四mH	五・九〇	六・三〇	六・八〇
一〇mH	七・八〇	八・三〇	九・〇〇
六、同調ダイヤル 局型一一号用並四型用	八・八〇	九・四〇	一〇・五〇
一二号用(密付)	一・六〇	一・七〇	一・八〇
七、高声器用輪	一・五〇	一・六〇	一・七〇
八、電源スキッチ 回轉式単極スナップ式	一・九〇	二・〇〇	二・二〇
九、真空管承口 四極	一・一〇	一・二〇	一・四〇
五極	一・八〇	二・〇〇	二・二〇
七極	二・一〇	二・二〇	二・四〇
三、ヒューズ筒保持器 二極	一・六〇	一・七〇	一・九〇
三、真空管遮蔽罐 統一号	二・九〇	二・九〇	二・九〇
統三号	二・五〇	二・六〇	二・九〇
三、チップジャック 三極	一・二〇	一・三〇	一・四〇
三、スプリング端子 三極	一・六〇	一・七〇	一・九〇
三、摘み 大型	一・八〇	二・〇〇	二・二〇
中型	二・〇〇	二・四〇	二・七〇
小型	二・二〇	二・二〇	二・六〇
三、木表	一・〇〇	一・一〇	一・二〇
三、スプリング端子	一・三〇	一・四〇	一・六〇
三、摘み	一・七〇	二・〇〇	二・二〇
三、木表	一・〇〇	一・一〇	一・二〇
三、スプリング端子	一・三〇	一・四〇	一・六〇
三、摘み	一・七〇	二・〇〇	二・二〇

(一)木表統制額は物品税を含んだ額とする。
(二)部品製造業者が日本通信機械工業会に加入してゐる受信機製造業者に受信機製造用として直接販賣する場合には、前表製造業者統制額より物品税法に定めてある税率に依る加算額を控除した額とする。但し錢位は四捨五入する。
(三)製造業者統制額は包裝費及び荷造運送費を含んだ額とする。
(四)卸賣業者及び小賣業者統制額は賣主の店先渡の額とする。

◉物價廳告示第二百二号

物價統制令第四條の規定によつて、放送受信用眞空管の統制額を次のように指定し、昭和二十一年九月物價廳告示第七十号(放送受信用眞空管の統制額指定の件)は、これを廢止する。

昭和二十二年四月二十八日　物價廳長官　高瀬莊太郎

第一　統制額表

品種	製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
	一級品		
六Z—DH三	四七・三〇円	四八・九〇円	五〇・六〇円
三YY—PP一	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六Z—PP一	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
一二X—KK一	八九・六〇	九二・三〇	九五・四〇
一二Y—LL一	九九・八〇	一〇二・三〇	一〇五・四〇
一二Y—RR一	一〇四・〇〇	一〇七・三〇	一〇九・七〇
一二Y—VV一	一〇〇・〇〇	一〇三・三〇	一〇五・七〇
一二Z—PP一	八六・四〇	八九・〇〇	九一・二〇
二四Z—KK二	九四・三〇	九七・三〇	一〇〇・三〇
三X—AA三	一〇一・四〇	一〇四・七〇	一〇七・八〇
三三A—AA五	一三六・九〇	一四〇・三〇	一四三・七〇
三Z—AA六	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
三T—AA七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
三T—BB七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
六X—ZZ三	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
六T—BA七	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
六T—BB七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
六Z—DD六	八九・三〇	九二・三〇	九五・四〇
六Z—DA六	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六D—DA六	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六T—FF七	二五三・四〇	二五七・七〇	二六二・一〇
	二級品		
六Z—DH三	四七・三〇円	四八・九〇円	五〇・六〇円
三YY—PP一	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六Z—PP一	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
一二X—KK一	八九・六〇	九二・三〇	九五・四〇
一二Y—LL一	九九・八〇	一〇二・三〇	一〇五・四〇
一二Y—RR一	一〇四・〇〇	一〇七・三〇	一〇九・七〇
一二Y—VV一	一〇〇・〇〇	一〇三・三〇	一〇五・七〇
一二Z—PP一	八六・四〇	八九・〇〇	九一・二〇
二四Z—KK二	九四・三〇	九七・三〇	一〇〇・三〇
三X—AA三	一〇一・四〇	一〇四・七〇	一〇七・八〇
三三A—AA五	一三六・九〇	一四〇・三〇	一四三・七〇
三Z—AA六	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
三T—AA七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
三T—BB七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
六X—ZZ三	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
六T—BA七	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
六T—BB七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
六Z—DD六	八九・三〇	九二・三〇	九五・四〇
六Z—DA六	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六D—DA六	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六T—FF七	二五三・四〇	二五七・七〇	二六二・一〇
	三級品		
六Z—DH三	四七・三〇円	四八・九〇円	五〇・六〇円
三YY—PP一	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六Z—PP一	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
一二X—KK一	八九・六〇	九二・三〇	九五・四〇
一二Y—LL一	九九・八〇	一〇二・三〇	一〇五・四〇
一二Y—RR一	一〇四・〇〇	一〇七・三〇	一〇九・七〇
一二Y—VV一	一〇〇・〇〇	一〇三・三〇	一〇五・七〇
一二Z—PP一	八六・四〇	八九・〇〇	九一・二〇
二四Z—KK二	九四・三〇	九七・三〇	一〇〇・三〇
三X—AA三	一〇一・四〇	一〇四・七〇	一〇七・八〇
三三A—AA五	一三六・九〇	一四〇・三〇	一四三・七〇
三Z—AA六	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
三T—AA七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
三T—BB七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
六X—ZZ三	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
六T—BA七	一〇四・三〇	一〇七・〇〇	一〇九・七〇
六T—BB七	八〇四・三〇	八二・一〇	八四・八〇
六Z—DD六	八九・三〇	九二・三〇	九五・四〇
六Z—DA六	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六D—DA六	九七・三〇	一〇〇・三〇	一〇三・七〇
六T—FF七	二五三・四〇	二五七・七〇	二六二・一〇

品種	製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
	一級品		
UZ—DD六	八七・三〇円	八九・〇〇円	九四・五〇円
UZ—DA六	九四・三〇	九六・〇〇	一〇〇・五〇
UZ—DA六	九四・三〇	九六・〇〇	一〇〇・五〇
UT—FF七	二四九・三〇	二五三・七〇	二六〇・二〇
	二級品		
UZ—DD六	八七・三〇円	八九・〇〇円	九四・五〇円
UZ—DA六	九四・三〇	九六・〇〇	一〇〇・五〇
UZ—DA六	九四・三〇	九六・〇〇	一〇〇・五〇
UT—FF七	二四九・三〇	二五三・七〇	二六〇・二〇
	三級品		
UZ—DD六	八七・三〇円	八九・〇〇円	九四・五〇円
UZ—DA六	九四・三〇	九六・〇〇	一〇〇・五〇
UZ—DA六	九四・三〇	九六・〇〇	一〇〇・五〇
UT—FF七	二四九・三〇	二五三・七〇	二六〇・二〇

第二　販賣條件

一、本表の統制額は、物品税を含んだ額とする。
二、本表の一級品、二級品又は三級品の統制額は、日本通信機械工業会の放送受信機用眞空管の檢査規定に定めた一級、二級又は三級の檢査に合格し、左の檢査合格印章を附したものの價格で、檢査合格印章を附さないものの價格は、二級品の統制額の五割下げとする。

一級品　白色　直径十二粍
二級品　赤色　正六角形の一辺の長さ五・五粍
三級品　黒色　正三角形の一辺の長さ十粍

三、木表の統制額は、買主の店先渡しの價格である。但し、小賣業者統制額は、賣主店先渡しの價格とする。
四、製造業者統制額は、仕裝費、荷造費及び運賃を含む額とする。
五、放送受信機用再生眞空管の製造業者統制額、卸賣業者統制額及び小賣業者統制額は、本表の二級品と同額とする。

◉物價廳告示第二百三号

物價統制令第四條の規定によつて、ラジオ受信機の統制額を次のように指定し、昭和二十一年五月大藏省告示第四百十九号(ラジオ受信機統制額指定の件)は、これを廢止する。

昭和二十二年四月二十八日　物價廳長官　高瀬莊太郎

第一　統制額表

品種	感度階級	使用眞空管	製造業者統制額	卸賣業者統制額	小賣業者統制額
國民一号受信機(局型百二十三号)	微電界	12YV1 12YR1 12ZP1 24ZK2 B 37	八七五・〇〇円	九四五・〇〇円	一〇九四・〇〇円
國民二号受信機C型 〃	微電界	UZ6D6 UZ6C6 UZ 42 KX12F	八七五・〇〇	九四五・〇〇	一〇九四・〇〇
國民二号受信機A型 〃		UZ6D6 UZ6C6 6Z P1 KX12F 12YV1 12YR1 12ZP1 24ZK2 B 37	八六三・〇〇	九三二・〇〇	一〇七九・〇〇
國民三号受信機 〃			一、三八三・〇〇	一、四六八・〇〇	一、六四九・〇〇
國民四号受信機 〃		UZ6P6 UZ6C6 UZ 42 KX12F UZ57A UY56A UX12A KX12F	一、五三八・〇〇	一、六三三・〇〇	一、八三四・〇〇
國民五号受信機	弱電界	UZ58A UX12A KX12F	六二二・〇〇	六七二・〇〇	七七八・〇〇
國民六号受信機A型	微電界	UZ57A UY47B KX12F	八六九・〇〇	九三九・〇〇	一、〇八六・〇〇
國民六号受信機B型 〃		UZ58A UZ57A 3Y P1 KX12F	八八三・〇〇	九五四・〇〇	一、一〇四・〇〇

第二　販賣條件

一、本表の統制額は、電源コード及び差込栓付のものの額である。
二、製造業者及び卸賣業者統制額は、包裝費、荷造費及び運賃を含み、買主の店先渡しの額である。但し、小賣業者統制額は、賣主店先渡しの額とする。

◉物價廳告示第二百四号

昭和二十一年八月大藏省告示第六百十号(繞線抵抗器の販賣價格の統制額指定の件)の一部を次のように改める。

昭和二十二年四月二十八日　物價廳長官　高瀬莊太郎

價格表を次のように改める。

等級	生産者販賣價格の統制額(一貫につき)	卸賣業者販賣價格の統制額(一貫につき)	小賣業者販賣價格の統制額(一本につき)
一等	一一〇・〇〇円	一一一・五〇円	一一五・〇〇円
二等	八八・〇〇	八九・五〇	九二・一八

特 6084 号

◎大藏省告示第九十号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて、日本銀行に対し、左記特殊財産管理勘定預金を昭和二十二年四月八日までに、日本聖公会エス・ピ・ジー教師社團に返還することを命じた。

一、横浜クライスト・チャーチ　C　一万七千九百六十八円二十九銭
一、セント・アンドリユース・チャーチ　S　六万四千六百六十四円二十四銭

昭和二十二年四月二十八日

大藏大臣　石橋　湛山

◎大藏省告示第九十一号

昭和十五年四月大藏省告示第八十九号（物品税法施行規則別表第一種丁類第五十三号イ但書の規定によるラジオ聽取機指定の告示）の中「五百圓」を「九百圓」に改める。

昭和二十二年四月二十八日

大藏大臣　石橋　湛山

◎農林省告示第五十六号

用材生産統制規則第四條の規定に基いて床板規格規程を次のように定める。

昭和二十二年四月二十八日

農林大臣　木村小左衛門

床板規格規程

第一條　床板の規格は本規程に定める規格による。

第二條　材種は左の通りとする。

一　フロアリング　ボード　厚さ三分以上、幅二寸以上、長さ二尺以上でかんな削り、さねはぎ等必要な加工を施したもの

二　パネル　ボード　厚さ三分以上、幅二寸以上、長さ一尺以上でかんな削り、さねはぎ等必要な加工を施したもの

三　フロアリング　ブロック　厚さ五分以上、幅二寸以上の小幅板を七寸五分角以上に接合して單板とし、かんな削り、裏面の防水処理、金具打溝等必要な加工を施したもの

四　パーケット　厚さ三分以上、長さ一尺未滿でかんな削り、さねはぎ等必要な加工を施したもの

五　パーケット　ブロック　厚さ三分以上、幅二寸以上の小幅板を七寸五分角以上に接合して單板とし、かんな削り、さねはぎ等必要な加工を施したもの

第三條　形量は厚さ、幅及び長さによりこれを区分する。

幅及び長さは、表面に於ける有効区間、厚さは表面と裏面の隙でない所との区間によるものとする。

第四條　数量については、三十六平方尺（一坪）をその単位とする。

第五條　生産規格は、第二條の規定による外、左表の形量又は束の入数を下つてはならない。但し、厚さ又は幅において百分の五を下ることを妨げない。

一　フロアリング　ボード

厚さ	幅		長さ	量
	潤葉樹	針葉樹		一束の入数
三分	二寸	二寸五分	二尺以上二寸建	厚さ三分のもの二十枚 厚さ五分以上のもの十枚
五分	二寸五分	三寸	三尺以上三寸建	
七分	三寸	三寸五分		

二　パネル　ボード

厚さ	幅		長さ	量
	潤葉樹	針葉樹		一束の入数
三分	二寸	二寸五分	二尺以上二寸建	厚さ三分のもの二十枚 厚さ五分以上のもの十枚
五分	二寸五分	三寸	三尺以上三寸建	
六分	三寸	三寸五分		

三　フロアリング　ブロック

厚さ	幅		長さ	量
	潤葉樹	針葉樹		一束の入数
五分	二寸	二寸五分	一辺の長さ七寸五分以上一尺迄	厚さ三分のもの百枚 厚さ五分のもの五十枚
七分	二寸五分	三寸		

四　パーケット　形量

厚さ	幅	長さ	量
			一束の入数
三分	二寸以上三寸迄五分建	一辺の長さ七寸五分以上一尺迄	厚さ三分のもの百枚 厚さ五分のもの五十枚
五分			

五　パーケット　ブロック　形量

厚さ	幅の整数倍	はぎ合せ枚数	一束の入数
三分	七寸五分建	三	三十六平方尺（一坪）
五分		四	
		五	

第六條　品種加工型は、別表雛形によるものとし、フロアリング、ボード及びパネルボードは表面を上として縦に見た場合おざねが右と前に在ることを要する。

第七條　品質は、左の各号によつて附する欠点によつてこれを区分するが、長さの計算上除外して良い部分におけるものは、これを欠点とみなさない。

一　含水率
二　節
三　丸身
四　割裂、目廻、材面における欠けず、おざねの欠け
五　変色、腐れ、きず、汚痕又は脂つぼ、曲り、反り、幅反り、重曲、波反り、よれ
六、虫喰、あな
七　入皮、かなすぢ、あて、繊目又は面やせ
八　白太（なら、たぶ、かば類、かつらに限る）
九　赤味（とち、さわぐるみ、かへでに限る）
十　逆目、未かんな削りの部分、削痕、かんな焼、目違ひ又は仕上の粗雑等

第八條　含水率は十八%を超えるものは許容しない。

第九條　節については、その長径はより欠点を附する。但し、長径二分以下のものは、これを欠点とみなさないが、針葉樹にあつて長径二寸を超えるものは許容しない。

前項の欠点は材の長三尺又はその端数毎に長径が短径の三倍以上のものは、その長径の二分の一の節とみなす。

第十條　腐、あな又はきずはその長径の一倍半の節とみなす。

汚痕又は脂つぼはその長径の三分の一の節とみなす。但し、その幅一分以下のものは、その長径の六分の一の節とみなす。

第十一條　虫喰については、その長径により欠点を附する。

第十二條　白太及び赤味については、その面積の材の利用面積に対する百分率により、欠点を附する。但し、裏面における建全なる白太、赤味で幅一寸以下のものはこの限りではない。

第十三條　おざねの欠けについては、欠けの幅及び長さとおざねの幅及び長さに対する百分率により、欠点を附する。

第十四條　品質は、左の品等区分表により、これを三等級に分ける。

欠点の種類	品等	一等	二等	三等
節		表面にないもの	潤葉樹 表面になく裏面に下欄の限度を超えないもの 針葉樹 表面に下欄の一倍半程度を超えないもの	潤葉樹 表面になく裏面に下欄の限度を超えるが材の利用を妨げないもの 針葉樹 表面に下欄の限度を超えるが材の利用を妨げないもの
		長さ三尺又はその端数毎に長径五分以下のもの一箇以内	長さ三尺又はその端数毎に長径八分以下のもの一箇以内又は長径四分以下のもの三箇以内	長さ三尺又はその端数毎に長径四分以下のもの
		長さ三尺又はその端数毎に長径四分以下のもの	長さ三尺又はその端数毎に長径六分以下のもの	長さ三尺又はその端数毎に長径八分以下のもの
抜節		表面になく裏面に下欄の限度を超えないもの	表面になく裏面に下欄の限度を超えないもの	表面になく裏面に下欄の限度を超えないもの
腐節		ないもの	顕著でないもの	上欄の限度を超えるが材の利用を妨げないもの
抜け易き節		ないもの	表面に下欄の限度を超えないもの	上欄の限度を超えるが材の利用を妨げないもの
丸身及び材面における欠けず、おざねの欠け		径二分を超えないもの	径二分を超えないもの	上欄の限度を超えるが材の利用を妨げないもの
割裂		長さ三尺又はその端数毎に長径五分以下のもの一箇以内	長さ三尺又はその端数毎に長径八分以下のもの一箇以内又は長径四分以下のもの三箇以内	長さ三尺又はその端数毎に長径八分以下のもの
目廻り、幅反り、入皮、かなすぢ、あて、繊目、逆目、目違ひ、面やせ、未かんな削り、かんな焼、目違ひ、仕上の粗雑等		ないもの	ないもの	材の利用を妨げないもの
変色、腐れ、きず、汚痕、虫喰		ないもの	ないもの	材の利用を妨げないもの
白太又は赤味		ないもの	百分率二十を超えないもの	材の利用を妨げないもの
おざねの欠け		実幅に対し百分率八十又は長さに対し二寸を超えないもの	長さに対し百分率四十を超えないもの	材の利用を妨げないもの

第十五條　総括外観及び実用價値により一等級を上げ又は下げることができる。

第十六條　用材規格規程中製材に関する規定は、この規程に別段の定めがある場合を除く外、床板に適用する。

別表　第六條の品種加工型は、左の通りとする。（以下省略）

◎運輸省告示第百十三号

昭和十八年十二月運輸通信省告示第七十号海運局官制第一條第一項第二号及第五号乃至第八号ノ事務ヲ挙ル海運局並ニ同上事務ヲ取扱フ海運局支局、海運局出張所及海運局支局出張所ノ件は、昭和二十二年四月二十七日限り、これを廃止する。

昭和二十二年四月三十八日　運輸大臣　増田甲子七

◎運輸省告示第百十四号

昭和二十一年二月運輸省告示第三十九号海運局支局等ノ名称位置及管轄區域の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月二十八日　運輸大臣　増田甲子七

別表ノ三中「九州海運局六通出張所」の項を削る。

別表ノ同局小倉出張所「九州海運局長崎支局」の項を削る。

及び同局小倉出張所「九州海運局長崎支局」の項を削る。

◎逓信省告示第百十九号

昭和二十二年四月二十六日から、次の郵便局を設置し、これを通信官署官制第十條第一項但書の規定により、特に指定する郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取扱わない。

昭和二十二年四月二十八日　逓信大臣　一松　定吉

名称	位置
江戸川郵便局	東京都江戸川区小岩町六丁目（小岩局郵便区内）
品川中延郵便局	東京都品川区中延五丁目（大崎局郵便区内）

◎逓信省告示第百二十号

日本國憲法施行記念のため、次のように特殊通信日附印を使用する。

昭和二十二年四月二十八日　逓信大臣　一松　定吉

一、使用局　逓信官署官制第十條第一項但書の規定により、逓信大臣が指定した郵便局以外の郵便局を除及び次の郵便局。

愛知縣大浜、岐阜縣那加、和歌山縣箕島、廣島縣廿日市、宮城縣白石及び渡島國森の各郵便局。

一、使用期間　昭和二十二年五月三日

一、使用方法　料金を完納した書狀印刷書狀及び郵便葉書の引受に使用を除く。

一、使用方法　料金を完納した書狀印刷書狀及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で、窓口に差出したものに限る。なお、五月三日から五月九日まで、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上の郵便切手を加貼したもの及び記念の目的で貼つた五十銭以上の郵便切手に対し、消印の需に應ずる。

一、形式　次のとおりである。但し、東京都区側施行地域に限る。及び同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、使用局名を区別せず、すべて、その市名を表示する。

意匠　幾何模様
刷色　赤紫色
印面　縦二二粍五、横一八粍五

◎逓信省告示第百二十一号

昭和二十二年五月一日から、次の様式の四十五銭郵便切手を発行する。

昭和二十二年四月二十八日　逓信大臣　一松　定吉

意匠　幾何模様
刷色　赤紫色
印面　縦二二粍五、横一八粍五

◎逓信省告示第百二十二号

日本國憲法施行記念として、昭和二十二年五月三日から、次の様式の五十銭及び一円の各郵便切手並びにこれらの組合せ郵便切手を発行し、次の郵便局で、これを賣りさばく。

昭和二十二年四月二十八日　逓信大臣　一松　定吉

一、切手様式

五十銭郵便切手

意匠　幼兒を抱いた婦人に議事堂を配したもの
刷色　両色
印面　縦二七粍、横二二粍五

一円郵便切手

意匠　五月の花束
刷色　黄色
印面　縦二七粍、横二二粍五

法学 6084
本文 5

組合せ郵便切手

日本國憲法施行記念

日本國憲法

In Commemoration of the Enforcement of the Constitution of Japan
May 3, 1947
Ministry of Communication

日本國憲法（抜萃）

そもそも國政は、國民の厳粛な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。……

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

（憲法前文抜萃）

The Constitution of Japan (extract)

*Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people. ****

We, the Japanese people, desire peace for all time and are deeply conscious of the high ideals controlling human relationship, and we have determined to preserve our security and existence, trusting in the justice and faith of the peace-loving peoples of the world.

(Constitution Popularization Society)

圖參價賣　省信逓　日三月五年二十二和昭

印刷局製造

二、賣捌郵便局

郵便物の集配事務を取扱う郵便局及び次の各郵便局

新橋、司法省内、衆議院内、宮内省内、九段、小傳馬町、京橋通、東京簡易保險支局内、入船町、小川町、霞ケ関、市ヶ谷合、横浜櫻木、北浜、浦草、中野鶴及び八幡製鉄所構内

但し、組合せ郵便切手は、通信官署制等十條第一項但書の規定によりこれを賣捌すること指定郵便局以外の郵便局のみで、これを賣りさばく。

敍任及辭令

◉昭和二十二年四月二十二日

（各通）

任内務敍官敍二級　唯次　大村　大野達之助

陞敍二級

（各通）

任地方事務官敍二級　内務技官　古村　眞平

農林事務官　大橋　順三

厚生事務官　内外之

同　地方敎官　森田　定次

岩澤　榮治

長澤　浩

鈴木　慶太郎

農林技官　坪田　五郎

大山　英

青木　明

青山　正

沼田　俊武

（各通）

任地方技官敍二級　内務技官　藤井　志々雄

川村　季夫

川口　永茂

内藤　榮

坂井　鶴吉

松木　忠次

小岡　憲治

（各通）

陞敍二級

同　地方事務官　高井　武雄　同　北澤　安生

同　同　小野　憲　同　名畑　政雄

同　同　今井　繁吾　同　片江　岩夫

同　同　一條　和一　同　藤野　龍介

同　同　山口　治郎　同　地方技官　佐藤　哲夫

同　同　多田　一雄　同　小河原　國男

同　同　藤本　文吾　同　水田　菲助

同　同　尾久　正春

（各通）

陞敍二級

経済安定本部員　浦田　藤瀬　憲作　五郎

同　経済安定本部第一部連絡部勤務ヲ命ス　阿片久　五郎

同　経済安定本部第二部勤務ヲ命ス

同　経済安定本部第三部勤務ヲ命ス（以上四月十八日内閣）　有本邦太郎

文部敎官　功力　嘉代

依願免本官

商工大臣　石井光次郎

石油配給公團設立委員長被仰付　相杜正太郎

内閣事務官　加藤　八郎

大藏事務官　岡松成太郎

商工次官　鈴木　仙八

商工參與官　松田　太郎

商工事務官　始關　伊平

（各通）

同　最上　章吉

同　天坊　裕彦

運輸事務官　池田欽三郎

堀江平重郎

渡邊　讓吉

野村　駿吉

近藤　光正

石油配給公團設立委員被仰付

内閣事務官　中島　征帆

大藏事務官　今泉　兼寛

商工事務官　上野　幸七

同　桐山喜一郎

運輸事務官　中村辰五郎

常野　義丸

鈴木寛次郎

（各通）

石油配給公團設立委員補助ヲ命ス

運輸技官　島田藤一郎

運信事務官　松木　悦造

地方事務官　畠山　源義

同　三浦　喜一

（各通）

地方技官　吉田　英雄

同　小俣　政美

依願免本官（以上四月二十二日同）

（各通）

鑑檢査官　白木　康信

同　石川　達郎

院長官房總務課兼務ヲ命ス

（各通）

院長官房会計課勤務ヲ命ス　吉田　信義

同　宮崎佐一郎

（以上四月十九日会計檢査院）

彙報

○司法

◉弁護士名簿登錄　昭和二十二年三月中の弁護士法第六條の外國人弁護士認可は左の通り（司法省）

月日	事由	事務所	氏名
三月三	請求	東京都千代田区内幸町帝國ビル内	ピーター、ハミルトン、ウイレムス Peter, Hamilton

地方行政

◉都議会　東京都に於ける昭和二十二年東京都議会臨時会は議事を結了し四月二十一日閉会した。（東京都）

廣告

◉工場財團

香川縣小豆郡苗羽村大字苗羽甲一三八四番地ノ五中原義次より同所字中筋甲一三九八番地ノ一、同番地ノ二、甲一三八四番地ノ五、甲一三九六番地ノ一、甲一三九七番地所在の関西第五アミノ酸工業所に属する土地、建物、機械器具、工作物に対して工場財團組成のため所有権保存登記の申請ありたるにより右財團に属すべき動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当廳に申出でられたし。

但し工場財團に属すべきものの目録は当廳に備付あり関係者の閲覧に供す。

昭和二十二年四月二十八日

高松覆裁判所草壁出張所

臨時株主総会招集公告

来る五月二十三日（金曜日）午前十時当銀行本店において臨時株主総会を開催し左記事項について御報告申しあげ御承認を願うことになりましたから御出席下さるようお願い申しあげます。

石定款第二十二條ノ二により御通知に代え公告致します。

昭和二十二年四月二十八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番地　株式会社日本勧業銀行　総裁　西山　太郎

株主並びに新株引受人各位

会議の目的事項

増資新株募集に関する事項報告の件

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價一ヶ月七圓五十錢　一部三十錢（送料共）

東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局

（國定規格A4判）

第 6084 号